

むつ市議会第213回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成24年8月31日（金曜日）午前10時開会・開議

◎諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明】

- 第4 議案第44号 むつ市男女共同参画推進委員会条例
- 第5 議案第45号 むつ市食育推進会議条例
- 第6 議案第46号 むつ市都市計画審議会条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第47号 むつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第48号 むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第49号 財産の取得について
(むつ市消防団川内消防団第12分団及び大畑消防団第9分団配備の小型動力ポンプ付積載車を老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第10 議案第50号 財産の取得について
(小形ロータリー除雪車を配備するためのもの)
- 第11 議案第51号 新たに生じた土地の確認について
- 第12 議案第52号 新たに生じた土地の字名について
- 第13 議案第53号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第14 議案第54号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第15 議案第55号 平成24年度むつ市一般会計補正予算
- 第16 議案第56号 平成24年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第17 議案第57号 平成23年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第18 議案第58号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第19 議案第59号 平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第20 議案第60号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第21 議案第61号 平成23年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第22 議案第62号 平成23年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第23 議案第63号 平成23年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第24 議案第64号 平成23年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について
- 第25 議案第65号 平成23年度むつ市水道事業会計決算
- 第26 報告第21号 平成23年度むつ市一般会計継続費精算報告書
- 第27 報告第22号 平成23年度むつ市健全化判断比率について

- 第28 報告第23号 平成23年度むつ市公営企業会計資金不足比率について
- 第29 報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 第30 報告第25号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第31 報告第26号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
18番	大	瀧	次	男	19番	富	岡		修
20番	佐々	木	隆	徳	21番	富	岡	幸	夫
22番	鎌	田	ちよ	子	23番	菊	池	光	弘
24番	岡	崎	健	吾	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員（1人）

17番	村	中	徹	也
-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	新	谷	加	水
教員	高	瀬	厚	太	郎	教育長	遠	島		進
委員	遠	藤	雪	夫		代監査委員	小	川	照	久
公営企業者	畑	中	政	勝		農委	立	花	順	一
管理委員会	伊	藤	道	郎		員	下	山	益	雄
選挙管理委員会	奥	川	清	次	郎	財務部長	松	尾	秀	一
総務部長	澤	谷	松	夫		保健福祉部長	鏡	谷		晃
民生部長	布	施	恒	夫		建設部長	工	藤	治	彦
経済部長	猪	口	和	則		大畑庁舎長	大	橋		誠
川内庁舎長						会管総政理出納室				
協野沢										
庁舎所長										

以上で諸般の報告を終わります。

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（山本留義） ただいまからむつ市議会第213回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、公害対策に関する経過報告、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告、交通問題対策に関する経過報告、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、お手元に配布しております。

次に、市議会議長会等の会議結果につきまして、お手元に配布の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、総務教育常任委員会から行政視察報告書が提出されておりますので、お手元に配布しております。

次に、本日この後、むつ運動公園野球場の放射性物質について及び脇野沢赤坂地区における不法投棄について市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本留義） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、6番目時睦男議員及び20番佐々木隆徳議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（山本留義） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの22日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの22日間と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（山本留義） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。まず、むつ運動公園野球場から放射性物質が検出されたことにつきまして、去る6月5日開会のむつ市議会第212回定例会に報告した後の市の対応等についてご報告いたします。

放射性物質の混入により汚染された土と芝につきましては、5月28日より撤去搬出作業を開始し、「むつ市一般廃棄物最終処分場」に搬入していましたが、この作業は6月8日に終了しております。

7月1日には処分場において、周辺町内会長を初め、市民皆様の参加をいただき、搬入後の保管及び管理状況についての説明会を開催しております。

撤去後の野球場改修工事の進捗状況といたしましては、6月13日より、外野部分において、土の搬入、敷きならし及び張り芝を施工し、6月30日に終了した後、引き続き内野及び外周部分の混合土の敷きならし作業に着手し、7月11日に終了しております。

現在、芝の活着促進に向けて、刈り込み、殺菌・殺虫剤の散布及び追肥作業等の養生を行い、9月中旬完成の予定として作業を行っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、脇野沢赤坂地区の不法投棄事案につきまして、去る6月5日に開会されましたむつ市議会第212回定例会に報告した後の市の対応等についてご報告いたします。

まず、4月25日に実施いたしました環境調査についてであります。ボーリング孔C点において、ダイオキシン類の値が、1リットル当たり1ピコグラム以下の基準値に対し、3.8ピコグラム検出されております。

この原因として、ホームポンプを用いて採水する際に、水量が少なかったことから、底面の沈殿した浮遊物質を多く巻き上げたことが推察されますが、この地点を含む不法投棄現場内は、鋼矢板等にて流出防止工事を実施しており、また当該地点のその他の項目及び他の測定地点での全ての項目について環境基準または排水基準に適合していることから、外部への影響はないものと考えてお

ります。

次に、5月18日及び6月25日に実施しております環境調査については、全ての調査地点において、環境基準または排水基準に適合しておりました。

今後につきましては、継続して調査を行い、経過を観察してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これより質疑を行います。質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、むつ運動公園野球場の放射性物質についての報告に対し、質疑ありませんか。3番工藤孝夫議員。

○3番（工藤孝夫） 2点ほどについてお尋ねいたします。

1点目は、これまでの一連の市がこうむった損失について明らかにしていただきたい。

それから2点目には、この責任の所在と、その見通し、これをお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 2点のお尋ねでございますが、1点目の損失額のほうは担当からお答えいたします。これもまだ概算でございますので、今後ちょっと変動があらうかと思っておりますけれども、現時点で把握している部分の損失額につきましては、担当からお答えいたします。

2点目の責任の所在、そして見通しということでございますけれども、責任の所在は第一義的には福島第一原子力発電所の事故の当事者であります東京電力、この部分があるものと私どもは認識をいたしております。

見通しということでございますが、何の見通しなのか、ちょっとよくわかりませんが、この損害に対しての対応の見通しだというふうな理解でよろしいかと思うのですけれども、この部分については、先般東京電力の会長及び社長お越しの際にも、私のほうからは誠意ある対応をするよ

うにということで強く申し入れをしておりますので、今後その流れの中での経過、推移ということになってくるものと存じ上げております。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） これまでの損失というお尋ねについてお答えいたします。

当初市では、汚染された土、芝の入れかえ費用といたしまして、約4,000万円を見込んでございました。その後さまざまなプラス要因等あわせて、これは人件費は入ってございませんけれども、今後最終的に工事が終了した段階で、最終的な決算の中では出てくるとは思いますが、当初予定した4,000万円よりは若干上乘せになっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 先ほど市長のほうから、東京電力に対して申し入れしたと、その流れの中で今後の推移については見守っていきたいというふうな答弁だったと思うのだけれども、そういう申し入れをした際に、東京電力のほうではどういう対応をとったのか。つまり誠意があるような対応だったのか、責任を感じているという対応だったのか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私の発言に対しては、淡々と受けていたという感想を持っております。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 7月1日に処分場におきまして、周辺町内会長さん初め市民の皆様説明をなさったということですが、皆様が安心できるようなご説明ができたのでしょうか、どのような意見があったか、ちょっとお知らせください。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 周辺の町内会長の皆さんはどのような意見を言っていたかというお話でございますが、確かにもっと早く説明会を設けてほしかったというふうな意見が大半を占めていたように思います。当初市では、この説明会ということで、むつ運動公園の周辺町内会長さん初め、市民全体に対する説明会、最終的には地元の町内会長さん、地元の協議会さんを含めて計11回の説明会を設けておりましたが、若干もっと説明してほしいという意見に答えての地元の説明会をしたわけでございますが、その中ではやっぱりもう少し早いほうがよかったのではないかというご意見が大半を占めていたように思いました。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 安全性については、皆さん納得なされたのでしょうか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 私どもの説明に対しては、反論とか、さらに説明を求めるとか、基準とのかかわりとか、そういう細かい質問はございませんでした。おおむねご理解いただいたのではないかとこのように思っております。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。15番中村正志議員。

○15番（中村正志） まず、前回の定例会のときには、賠償の相手方に確認したのは、近いところでは6月1日であったというふうなお話を聞いておりますが、その後市当局として、近いところではいつごろ確認をされておりますでしょうか。

また、賠償の被害額につきまして、先ほど4,000万円にもうちょっと上乘せみたいなお話をしておりましたが、多分それは工事の分だけだと思うのですが、この間使えなくて被害を受けた部分とか、今後使うに当たって皆さんが敬遠される、それら風評被害の部分とか、そういうようなもの

は上乘せする考えはないのでしょうか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） その東京電力に対する協議でございますけれども、これは7月の中旬に東京電力の相談担当の窓口のほうに出向きましてお話をしております。先ほど市長もお話したとおり、事務的にもお話し申し上げましたが、淡々と聞いていらっしゃるようで、そのことに対してどうのこうのということではなくて、今後十分法の背景等を見据えながら、できるものはできる、できないものはできないというようなことでの対応をしておりました。

あと、その補償との関係でございますが、あくまでも市がこうむった福島第一、第二原子力発電所の事故によってこうむった損害額ということで、今うちのほうで算定しているのは、先ほどお話しした土を入れかえる費用、芝と土を入れかえて最終処分場に処分する費用、それにかかわる費用というような認識でございます。それにかかわる風評被害等については、特に算出はしてございません。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 今の説明とかこれまでの説明の中でもあったのですが、この損害賠償が進まない原因というのは、法の整備がきちんと整っていないということが主なのか、それとも相手側企業の状況とか体制なのか、そちらはどのように考えていますか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 法の整備に関しましては、現在国では原子力損害の賠償に関する法律の中で補償の範囲等について今後示していくと。これは、今年の8月の話ですけれども。その中で、最近各県等が行っていますが、今年の8月5日に示された原子力損害の範囲の判定等に関する中間

指針というのがございまして、そういうものについては地方公共団体がこうむった損失についても補償してくださいと、法律ですから。そして、個別的な事情に応じて、これは因果関係が認められる場合に限って、これについても補償の対象にすべきではないかという指針が示された背景で、各都道府県が今東京電力に対して補償を行っているというような状況になっております。これが今後また指針がどのように示されていくのかという法の背景もございまして、先ほどお話しいたしました東京電力とうちのほうは現在直接交渉で話をしているわけですが、その中でさまざまな方向性が見出されていくのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 今年の8月にある程度の指針が示されたということですが、その指針にのっとると、今回のむつ市の事例は当てはまるものと感じておりますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 当てはまるものだというふうな思いでこれまでお話をさせていただいております。今後事故の当事者もそうでありますけれども、さまざまな賠償機構等もございまして、今後また法の動き、指針等の動きもありますので、それを踏まえて対応していきたいものと、このように思います。

観光業界、これ等についてもかなりの部分の要望があって、賠償責任というふうな形で動いているようでございまして、しかしながらそれは間接的な中で、それを数値として捉えるというふうな非常に難しいことであろうかと思っておりますけれども、当市にとってこのむつ運動公園野球場の件は、しっかりした形の中で数値も見えるわけでございますので、この部分でさまざまな形で交渉し、そ

してまた要求はしていきたいと、このように今のところ思っております。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。5番川下八十美議員。

○5番（川下八十美） むつ運動公園野球場の放射能を含んだ残土の処理について、私たちの一般廃棄物最終処分場に埋め立てたと。私は、今回余り発言をしないように努めてきたのですが、今の報告を承って、やっぱり発言をせざるを得ないのです。

余りにも誇張した報告文書ではないですか。周辺町内会会長8名、9名ですか、周辺いるでしょう。あたかも周辺町内会会長を初め、1人だけでしょう、出席していたのが。私も現場に行きました。この文章からすれば、町内会長が半分以上出席している文書に受け取られませんか。「周辺町内会長初め、市民皆様の参加をいただいて」と。

私は、この説明会をされたことは評価するのです。私も前回の議会で奥内地区の周辺住民に説明をするべきだということを常に主張してまいりましたから、埋め立てした後であったとしても、説明会が催されたことについては、これは評価しているのです。しかしながら、物が物だけに、やっぱり市民、住民に与える説明はそれなりにきちんと実情を報告しなければいけないと私は思うのです。数が多く集まればいいというものでもありません。しかし、何回も言うようだけれども、この文章からすれば、9名の町内会長の半分以上が出席していたように私は受けとめる。実際に私も現場に行っていましたけれども、町内会長の部分で言えば、私の記憶では、見間違いなければ1人だけです。

さらに、今民生部長から、過去に11回説明していると、こういう報告を受けたのですけれども、私の記憶では11回なんて説明されたという報告も、あるいは見聞もございませんけれども、これ

も誇張した報告ではありませんか。過去のことは言いたくないけれども、私が議長をしているときに、あそこに市の廃棄物も埋めているのです。当時佐々木肇君を特別委員長にして特別委員会をつくって審査したときもある。埋まっているのです、まだ撤去もされないでいるのです、旧処分場には、あそこには。

だから私が言いたいのは、むつ運動公園野球場を使用するためにいろんなことを考えたあげく、あの一般廃棄物最終処分場に埋め立てと、このことは私も容認せざるを得ないと思っています。が、今言うように物が物だけに、1つは、市民に対する、特に議会に対する説明も、これでは余りにも誇張し過ぎますよ。市民は、しかも住民は、やっぱり危険だと思っているのです。だから、説明はもっと丁寧に真実を説明してもらいたいということが1つと、今後どういう監視の体制をとっていくか。埋め立てしてしまっただけからいいというものではない。特に放射能を含んだ物質ですから、普通の廃棄物と違うのです。このこれからの監視体制、市のほうでどういうふうな形でとられていかれようとしておられるのか、この2点だけひとつ。余り私言いたくないのですが、黙ってられないので、あえて申し上げます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） まず1点目の地元の説明会、最終処分場周辺の町内会長さん、町内会への説明でございますが、町内会長さんには全員にご案内を申し上げました。住民全体の参加者は25名ございました。そのうち町内会の会長さんは4名参加をしていらっしゃいました。当然ながら、ご案内は全員にしたという内容になってございます。

あと、今後の監視体制ということでございますが、現在もホームページまたは市政だより等に掲載しておりますが、定期的に線量を測定しており

まして、その結果でございますが、周辺環境とはほぼ違いがない状況になってございますので、今後も定期的な観測というものは続けてまいりたいというふうに考えております。

もう一つ、11回というお話でございますが、この事件が明るみに出まして、昨年はむつ運動公園周辺の町内会に対して6回の説明会を行っております。そして、市民全体の説明会は1回、そして最終処分場周辺の協議会に対しては3回、そして先ほど来お話ししております最終処分場周辺の住民の皆様には1回という形で、その総数が11回ということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 部長、私の目が狂っているのかどうかわかりませんが、その後町内会長さんがかわれたかもわかりませんが、私は最初から最後までいたのです。私の記憶では、4名の町内会長さんがいるとは思いませんでした。私は写真も撮ってきました。まあ、いいでしょう、それは、いいでしょうということは、これからの説明にはこういった文章の表現ではなく、やっぱり議会はもとよりのこと、市民の受けとめ方もありますから、私は事実を、できる限り事実をやっぱり報告していただきたいと、こう思います。

と同時に、これからの監視体制、地域住民だけではないのです。私がお願いしたいのは、特に漁業関係、あそこにはむつ市漁協さん、それから田名部漁協さんもあります。この前のアックス・グリーンの水漏れの件も、漁業協同組合等には報告されていないのです。それから、いわゆる水質調査もきちんとした形のところに調査してもらいたい。あの調査だって、アックス・グリーン系列の会社が調査したものでしょう、身内が。私は、あんなの信用できません。だから私が言いたいのは、

これから、特に放射能を含んだ物質ですから、しかも一般廃棄物の最終処分場ですから、住民はもとよりのこと、漁業団体等にも随時やっぱり調査結果を報告し、安心した漁民、農民の、あるいは住民の生活を維持していくように努めてもらいたい。この点だけ1つ確認させていただきます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 議員のご心配はもちろんだと思います。私どもといたしましても、平成24年6月4日になりますが、これはむつ市漁協さんのほうに行きまして、役員への説明をしております。

また、今後の監視体制ということでございますが、今回うちのほうでは放射線の線量計を購入してございますので、それで職員が行ってはかるといのも一つでございますし、日本分析センターむつ分析科学研究所にお願いして線量のほかの部分、例えば放射性物質がどのぐらい含まれているとか、土の中にどのぐらいあるか、セシウムがどのぐらいあるか、その分析については専門家でございます日本分析センターむつ分析科学研究所等にお願いして観測を続けていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。12番 齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 住民の皆さんが待ちに待ったむつ運動公園野球場がやっと使えるようになったということで、大変喜ばしいことですが、ことしの3月の予算審査特別委員会のときに、この野球場の指定管理料についての質疑で、1年半以上使えないのにもかかわらず、指定管理料を払い続けることはいかかなものかというふうな話をしましたら、トータルで精算するというふうな話を部長がおっしゃいましたが、予算執行は単年度ごとにするということが原則だというふうに私は思って

いますが、今回9月に完成して使用するまでの間、使用できなかった期間の指定管理料の減額、または精算はいつ、どの時点でやるのかお知らせください。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） むつ運動公園野球場が使われなかったことに関する指定管理料ということでございますが、ご承知のとおり指定管理料の積算というものは、そこにかかわる歳入というものも勘案してございます。若干具体的に申し上げますと、野球場の年間を通しての使用料といえますのは、おおむね100万円程度を見込んでの積算でございました。それにかかわる指定管理上のその維持費というのも、大体おおむねその程度の維持費で考えてございました。したがって、そのことだけお話ししますと、歳入が100万円減になって、歳出も100万円減ということで、それに関してはプラス・マイナス・ゼロというような計算が成り立つわけでございますけれども、あくまでもまた今度むつ運動公園野球場がリニューアルオープンして、きれいな芝も敷きました。それにかかわる今後見込まれる例えば維持管理も若干多くなるわけでございます。そういうようなものを、確かに年度年度でうちのほうは決算をもらって精査いたしますが、あくまでもその結果大きな食い違いがあれば、それは指定管理料を増としたり、または減にしたりと、そういうことは当然でございますけれども、現在のところは3年間のそのトータルでの契約でございますので、その1年1年については、うちのほうの中で精査していきたいというふうに考えてございます。その結果、その分の、1年分の指定管理料の払い過ぎというようなことは、まだ積算上出ていないと、決算見込み上はちょっと算出できない状況でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） そもそもこの指定管理者を選定するときの予算を決めるときに、3年前の予算よりも、ちょっと正確な数字は忘れましたが、400万円だったか500万円ぐらい増額して予算を決めたはずですが、そのときの部局の答弁は、芝の管理に多額の費用がかかるので増額しましたというふうな答えでした。実際やってみたら、このような事故が起きまして、全然芝の管理もしていませんし、野球場そのものが機能しなかったということは、普通に考えればお金がかかっていないということなので、当然減額することが当たり前だと思います。それを今の民生部長の答弁でいきますと、プラス、マイナスするとゼロだと、減額または相殺する考えはないというふうな答えでしたが、納得いきません。そのところ、もう少し詳細な説明をお願いします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 繰り返すようでございますけれども、あくまでも指定管理料といえますのは、そこで見込まれる歳入も見込んでいるわけでございます。その結果歳入も入ってこない、そしてそこで維持費という歳出も支出されないというようなことになると、その分はあくまでも概算でございますが、プラ・マイ相殺されるということでございます。ただ、指定管理の中身といったしましては、そういう維持費の増減というのは3年間のスパンの中ではあり得るわけでございますので、例えば指定管理者のそれに伴う節減とか、そういう部分で3年間を通せば、仮に指定管理者として非常に経費がかかった部分についても、3年間のトータルの中では、場合によっては回復できる可能性もあるので、最終的にはその場面で検討していきたいというふうなことでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 理解できません。そもそも指

定管理というのは、その施設の管理運営の分を委託料として払っているはずですが、入ってくるか入ってこないかわからないのですが、頑張った分の見込みをその指定管理料に織り込んで予算を考えるとというのは、それは指定管理の考え方から反すると思います。そもそも頑張ればもうけてもいいというふうなことになっていますので、もうけるかもうけないか、収入があるかないかをそもそも指定管理料として計算して委託することが果たして正確なのかということは、部長が今言っていることは間違っていると思います。ということで、単年度に処理しないということでありましたので、3年後の精算する時期にもう少し厳しく追及したいと思いますので、そのときよろしく願いします。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

次に、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4～日程第31 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（山本留義） 次は、日程第4 議案第44号 むつ市男女共同参画推進委員会条例から日程第31 報告第26号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの28件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま上程されました22議

案6 報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第44号 むつ市男女共同参画推進委員会条例についてであります。本案は、男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進するため、委員会を設置するものであります。

次に、議案第45号 むつ市食育推進会議条例についてであります。本案は、心身の健康を増進する健全な食生活を推進するため、食育基本法の規定に基づき、推進会議を設置するものであります。

次に、議案第46号 むつ市都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、多様化する審議事案に対応するため、関係政令の規定に基づき、審議会に臨時委員及び専門委員を設けるほか、所要の改正をするものであります。

次に、議案第47号 むつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例及び議案第48号 むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例についてであります。これら2議案は、介護保険法の一部改正に伴い、引用部分の条文整理をするためのものであります。

次に、議案第49号 財産の取得についてであります。本案は、むつ市消防団川内消防団第12分団及び大畑消防団第9分団に配備している小型動力ポンプ付積載車について、老朽化が著しいことから車両を更新するためのものであります。

次に、議案第50号 財産の取得についてであります。本案は、冬期間における歩道及び狭隘道路の除雪作業を効率的に進めるため、小形ロータリー除雪車を購入するものであります。

次に、議案第51号 新たに生じた土地の確認について及び議案第52号 新たに生じた土地の字名についてであります。これら2議案は、関根浜

地区漁村再生交付金事業により、漁港施設用地として整備した公有水面埋立地を確認し、同埋立地をむつ市大字関根字前浜に編入するためのものがあります。

次に、議案第53号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。本案は、住民基本台帳法の一部改正等により、市町村負担金の算出に係る高齢者人口の定義を改正することに伴い、広域連合規約を変更するためのものがあります。

次に、議案第54号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてありますが、本案は、本年12月31日をもって任期が満了となります委員の後任として磯山隆幸氏を推薦するため、提案するものであります。

次に、議案第55号 平成24年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、1億3,939万7,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、331億4,892万2,000円となります。

まず、歳出についてであります。総務費には、下北半島と青森市を結ぶ離島航路の運航に係る補助金及び豪雪により被害を受けた本庁舎屋根等の改修費を計上しておりますほか、前年度決算剰余金と今回の補正財源との差額を財政調整基金積立金に積み立てしております。

衛生費では、予防接種に係る政令等の改正に伴い、本年9月からポリオワクチンの種類及び接種方法等が変更となることから、ポリオ予防接種事業費を増額しております。

農林水産業費では、林業振興の推進を図るための下北地方森林組合に対する出資金及び田名部漁業協同組合が行うワカサギ増殖試験事業に対する補助金を計上しておりますほか、アワビ種苗放流事業を青森県被災海域種苗放流支援事業に一本化することに伴う予算の組み替えを行っております。

す。

商工費には、むつ下北観光物産館の電話主装置等のふぐあいによる交換工事費を計上しております。

次に、歳入についてであります。県支出金には歳出との関連において補助見込額を、財産収入には下北地方森林組合からの出資配当金を、諸収入には市有建物の改修に伴う災害共済金を、繰越金には前年度決算剰余金を計上しておりますほか、繰入金では事業との関連において関根浜沿岸漁業振興基金繰入金を減額しております。

次に、議案第56号 平成24年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。本案は、前年度の介護給付費負担金の精算等に伴い、国、県及び支払基金への返還金並びに基金積立金として5,061万3,000円を増額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は56億8,402万6,000円となります。

次に、議案第57号 平成23年度むつ市一般会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は357億3,917万6,750円で、これに対する歳出総額は354億7,278万1,043円となり、繰越明許費繰越額及び事故繰越し繰越額を加えた実質収支では1億1,070万1,207円の剰余金を生じた決算となっており、この剰余金は全額を翌年度に繰り越すこととしております。

平成22年度決算においては、計画を1年先行して赤字解消を達成するとともに、約4億2,000万円の決算剰余金を財政調整基金に積み増したことから、今後の安定した財政運営に多少の希望を見出したところであります。

しかしながら、平成23年度の財政運営に当たっては、当初から、東日本大震災が地方財政にどのような影響を与えるのか極めて不透明であるという不安要素を抱えながらのスタートとなったうえ、それに追い打ちをかけるかのように記録的

な豪雪に見舞われ、平年の6倍にも相当する除排雪経費が市の財政を急激に圧迫し、単年度収支において3億1,091万6,075円の赤字となったことは、豪雪の影響が大きかったものの、自主財源に乏しく財政基盤が脆弱な当市の実情を浮き彫りにしたものであると捉えているところであります。

一方、実質収支において黒字を確保できましたことは、厳しい状況下にありながらも、市民生活の安心・安全を最優先し、徹底した内部経費の節減による財源の確保を初め、財政調整基金の全額取り崩し、特別交付税の大幅な増加、幹線市町村道除雪費補助金の交付等によるところが大きな要因であったものと認識いたしております。

今後の見通しにつきましては、福島第一原子力発電所の事故の影響に加え、下北医療センター3診療所の抱える不良債務の解消、平成27年度から始まる地方交付税の段階的減少等により、さらに厳しい財政運営が見込まれるところでありますが、堅実かつ持続可能な財政運営を第一義とし、「ネクスト50」へのさらなる飛躍を目指すとともに、市民協働のまちづくりの実現に向けて、具体的な施策を推し進めてまいり所存でありますので、市民の皆様及び議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、議案第58号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は71億9,461万5,911円で、これに対する歳出総額は76億8,178万2,271円となり、歳入歳出差し引き4億8,716万6,360円の不足額を生じた決算となっております。この不足額は、平成24年度の歳入を繰上充用することにより措置しております。

次に、議案第59号 平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は4億5,832万5,115円で、これに対する歳出総額は4億5,327万6,615円となり、歳入

歳出差し引き504万8,500円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を翌年度に繰り越すこととしております。

次に、議案第60号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入歳出総額は、ともに13億8,313万9,429円となっております。

次に、議案第61号 平成23年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入歳出総額は、ともに762万8,830円となっております。

次に、議案第62号 平成23年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は51億7,994万6,870円で、これに対する歳出総額は51億7,250万3,005円となり、歳入歳出差し引き744万3,865円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金のうち、64万9,865円は財政調整基金に積み立てし、679万4,000円は翌年度に繰り越すこととしております。

次に、議案第63号 平成23年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は723万5,545円で、これに対する歳出総額は454万5,617円となり、歳入歳出差し引き268万9,928円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を地方卸売市場大畑町魚市場基金に積み立てしております。

次に、議案第64号 平成23年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分についてであります。本案は、水道事業の前年度末処分利益剰余金7,598万7,255円のうち、7,500万円を減債積立金に積み立てるためのものです。

次に、議案第65号 平成23年度むつ市水道事業会計決算についてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてであります。水道事業収益は16億967万1,884円で、水道事業費用は15億1,553万9,167円となり、消費税及び

地方消費税を除いた収支では7,531万7,906円の純利益を生じた決算となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。資本的収入額は企業債、一般会計負担金等で4億2,872万7,600円となり、資本的支出額は建設改良費及び企業債償還金で11億6,029万7,839円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7億3,157万239円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、主な事業内容についてであります。上水道整備事業で11路線及び配水管整備事業で5路線の布設がえ等を実施しておりますほか、簡易水道統合整備事業において川内浄水場実施設計業務委託等を行っております。

次に、報告第21号 平成23年度むつ市一般会計継続費精算報告書についてであります。これは、平成22年度から実施しておりました固定資産評価替え事業及び都市計画図作成事業が平成23年度で完了しましたので、報告するものであります。

次に、報告第22号 平成23年度むつ市健全化判断比率について及び報告第23号 平成23年度むつ市公営企業会計資金不足比率についてであります。これらは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

次に、報告第24号についてであります。これは、平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算についてでありまして、前年度の賦課更正に伴う保険料の還付手続を速やかに行うため、関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第25号についてであります。これは、本年6月7日にむつ市川内町高野川地内の市道で発生した自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいているところにより、専決処分したものであります。

次に、報告第26号についてであります。これは、平成24年度むつ市一般会計補正予算についてでありまして、表層雪崩により損壊した釜臥山スキー場第一リフトの支柱の復旧経費等について、工期を勘案し、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました22議案6報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご同意、ご認定及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで、提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。9月3日から7日までは議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、9月3日から7日までは議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、9月1日、2日及び8日、9日は休日のため休会とし、9月10日は議案質疑、委員会付託、一部採決、決算審査特別委員会設置及び付託、決算審査特別委員会委員の選任を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前10時53分 散会